

令和2年第4回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和2年4月27日							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター集会室							
開 会	令和2年4月27日 午後2時22分							
閉 会	令和2年4月27日 午後2時38分							
議 長	渡邊 清彦							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	金子 一男	出席		大塚 明夫	—	荒川 功	—
	2	渡邊 秋夫	出席		岩崎 新一	—	栗原 弘喜	—
	3	島田 眞佐雄	出席		長島 依子	—	細野 清	—
	4	中島 栄司	出席		中根 新一	—	新井 浩一	—
	5	藤井 廣一	出席		河野 勇	—	大賀 文吉	—
	6	武井 正光	欠席		矢部 英利	—	金子 俊昭	—
	7	島田 豊	出席		加藤 勇	—	飯野 義男	—
	8	加藤 豊	出席		塚越 秀夫	—	伊藤 清	—
	9	酒卷 貞夫	出席		武井 正夫	—	三ツ木 宏之	—
	10	渡邊 清彦	出席		卯月 良治	—	※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、農業委員のみ 応召した。	
	11	小林 町子	欠席		金子 善行	—		
	12	薊 勇	出席		新井 憲一	—		
13	川邊 晃	出席	新井 清作	—				
議事録署名人			島田 豊・加藤 豊					
議事参与			堀越 延年・榎 友美					
書 記			野本 佳永					

会議事件名

- 議案第11号 農地法第5条の規定による転用許可申請
 議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
 議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

顛末

開会 午後2時22分

【会長代理】 これより、令和2年第4回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、11名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 訂正が1カ所ございます。議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願の番号4につきまして、買い取り申出が生じた者の住所が「鴻巣市〇〇〇〇〇〇〇〇」となっておりますが、正しくは「鴻巣市〇〇〇〇〇〇〇〇」ですので訂正をお願いいたします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号7番 島田 豊 委員・番号8番 加藤 豊 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第11号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。
議案第11号 農地法第5条の規定による転用許可申請
所有権の移転 1件 1筆
賃借権の設定 2件 4筆

番号18 (受人) (渡人)

受人は、現在市内のアパートに家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の父が所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。

【議長】 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。

【酒巻 貞夫 農業委員】	番号18について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、隣接する農地はありません。また、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号19について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号19 (受人) (渡人) 受人は、現在市内でフォークリフトの販売業を営んでいます。近年の需要拡大にともない取扱い台数が増えて既存の置場が手狭となったため、新たに車両置場の土地を探したところ、隣接する本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和2年3月6日付けで農用地区域から除外されています。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号19について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。車両置場を設置するという事で、隣接農地との境界には擁壁を設置します。このため、周りの農地への影響もなく、

	<p>転用目的・資力とも問題ないと判断します。なお、申請地は農用地区域から除外する審査の過程で、転用の必要性・妥当性は審査済です。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号20について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号20 (受人) (渡人)</p> <p>受人は、現在市内の借家に家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の母が所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、平成30年7月24日付けで農用地区域から除外されています。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【島田 豊 農業委員】	<p>番号20について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地(その他の農地)に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、隣接農地との境界には素掘りを設置することです。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。なお、申請地は農用地区域から除外する審査の過程で、転用の必要性・妥当性は審査済です。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>

【一同】	(質問なし)
【議長】	それでは採決を行います。議案第11号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第11号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号3と番号4については土地の所在が同一の共有名義の生産緑地であり、本日、武井正光委員が欠席のため一括して薊勇委員に内容説明をお願いいたします。
【薊 勇 農業委員】	<p>議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願 番号3・4 買取申出人 申出事由 申出生産緑地</p> <p style="text-align: right;">畑 355㎡ 外1筆 合計661㎡</p> <p>この件につきまして、令和2年4月15日に武井正光委員が事務局とともに調査したところ、番号3及び番号4について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。</p>
【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号5について島田豊農業委員に内容説明をお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	<p>議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願 番号5 買取申出人 申出事由 申出生産緑地</p> <p style="text-align: right;">畑 683㎡</p>

	外1筆 合計1, 217㎡
	この件につきまして、令和2年4月15日に事務局とともに調査したところ、番号5について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	それでは採決を行います。議案第12号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。番号1について、島田豊農業委員より議案説明をお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 番号1 特例を受ける者 相続開始年月日 特例を受ける農地 畑 1, 372㎡
	この件につきまして、令和2年4月15日に事務局とともに申請地の調査を行いました。本案件の審査対象となる農地は適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、適格者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第13号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。																
【一同】	(全員挙手)																
【議長】	<p>全員と認めます。全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり承認いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和2年3月11日～令和2年4月10日受付分</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">4件</td> <td style="text-align: center;">6筆</td> <td style="text-align: right;">1, 210㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td style="text-align: center;">17件</td> <td style="text-align: center;">29筆</td> <td style="text-align: right;">4, 761.25㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">1筆</td> <td style="text-align: right;">233㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td style="text-align: center;">22件</td> <td style="text-align: center;">36筆</td> <td style="text-align: right;">6, 204.25㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員及び推進委員又は事務局よりご報告をお願いいたします。まず、農業委員の方から何かありますか。</p>		4件	6筆	1, 210㎡	所有権の移転	17件	29筆	4, 761.25㎡	使用貸借権の設定	1件	1筆	233㎡	合計届出件数	22件	36筆	6, 204.25㎡
	4件	6筆	1, 210㎡														
所有権の移転	17件	29筆	4, 761.25㎡														
使用貸借権の設定	1件	1筆	233㎡														
合計届出件数	22件	36筆	6, 204.25㎡														
【一同】	(特になし)																
【議長】	最後に事務局から何かありますか。																
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区の農業従事希望者への斡旋について ・渡邊委員の土地改良区に関する回答 																
【中島 栄司 農業委員】	今回の買取希望価格（1㎡あたり）が近隣調査価格と大きく異なる理由は何ですか？																
【事務局】	生産緑地を管轄する都市計画課に確認し、次回の定例会で回答します。																
【会長代理】	<p>これをもちまして、令和2年第4回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和2年5月25日（月）午後2時00分より、場所は川里農業研修センター会議室にて開催します。</p>																

閉会 午後 2 時 3 8 分